

須賀川市公有財産への自動販売機の設置に対する貸付基準

（趣旨）

第1条 この基準は、市民サービスの向上と公有財産の有効利用を図るため、須賀川市公有財産規則（昭和41年須賀川市規則第20号）第22条、第23条の規定に基づき、公有財産の貸付けによる自動販売機の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（貸付けと目的外使用許可）

第2条 自動販売機の設置に当たっては、次の各号に該当する場合以外は、一般競争入札の方法で設置事業者を決定し、貸付けを行うものとする。

- （1） 指定管理者に自動販売機の管理運営等を委任しているとき。
- （2） 食堂及び売店等として使用許可をしている場所に設置するとき。
- （3） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第22条による障がい者の従事に資する設置のとき。
- （4） その他特別な理由があるとき。

（入札等の手続）

第3条 財産管理者は、次に掲げる入札の公告等の事務を行い、設置事業者となる落札者を決定するものとする。

- （1） 入札の公告 入札に参加する者に必要な資格、申込方法及び入札に関する条件等を記載する。
- （2） 入札の周知 ホームページへの掲載のほか、報道機関への情報提供などを行う。
- （3） 落札者の決定 入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、落札者が契約を締結しなかったときは、次点者を落札者とすることができるものとする。
- （4） 契約の締結 落札者を決定した時は、賃貸借契約を締結し、公有財産の貸付けを行う。

（貸付けの方法及び期間）

第4条 貸付けの方法及びその期間については、次の各号により行うものとする。

- （1） 建物 借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約による。
- （2） 土地 民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借契約によることを原則とする。

- (3) 貸付期間 公有財産の状況により、5年以内で設定するものとし、期間の更新は行わない。ただし、新たな入札結果に基づく、同一人との貸付契約の締結を妨げるものではない。

(設置事業者の遵守事項)

第5条 設置事業者には以下の事項を遵守させるものとする。

(1) 自動販売機の仕様

- ア 低消費電力など環境負荷の低減に資する機種とすること。
- イ ユニバーサルデザインの機種とすること。

(2) 自動販売機の設置

- ア 自動販売機の設置場所ごとに、販売商品の容器に応じた回収ボックスを併設し、設置事業者の責任において回収しリサイクルを行うこと。
- イ 自動販売機及び回収ボックスは、貸付部分の範囲内に設置すること。
- ウ 自動販売機や計量器等の設置に関する費用は、全て設置事業者が負担すること。

(3) 自動販売機の管理、故障対応

- ア 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を適宜行うほか、自動販売機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ及び苦情について迅速に対応すること。
- イ 商品の搬入や使用済みの容器の搬出に関しては、設置事業者が随時行うものとし、必要に応じて財産管理者の指示に従うこと。また、作業従事者には名札等を着用させ、安全に作業を行うこと。

(4) 販売品目等

- ア 飲料、その他財産管理者が適当であると認めた物を販売すること。
- イ 販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。

(5) 光熱水費 設置事業者が自ら設置する計量器により計測した使用量に基づき算定した金額（これにより難しい場合は、自動販売機の規格等から財産管理者が算出した金額）とし、貸付料とは別に納入すること。ただし、入札条件に明記した場合は、貸付料に含めることができる。

（貸付料の算定）

第6条 貸付料は、落札価格を基に次により算定するものとし、貸付期間中の改定は行わない。

（１） 建物 入札書に記載された金額に当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）

（２） 土地 入札書に記載された金額

（貸付料の徴収等）

第7条 貸付料は、第6条により算定した額を会計年度ごとに分割し徴収するものとし、貸付期間中に賃貸借契約を解除した時は、設置事業者の原因による場合を除き、既に徴収した貸付料から現に貸付けた月数に相当する貸付料を控除した額を還付する。この場合において、1月未満の場合は、1月として計算する。

（自動販売機の入替え）

第8条 期間中に、設置事業者が自動販売機の入替えを希望する場合、同一の貸付部分への設置で入替え後の販売品目等について財産管理者が適当と判断したときは、これを認めることができる。

（入札結果の公表）

第9条 財産管理者は、落札者を決定した時は、ホームページにおいて入札結果を公表するものとする。

附 則

この基準は、平成29年1月6日から市本庁舎に、他の公有財産については、平成29年5月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和8年2月3日から適用する。